

保護者各位

支給認定現況届・保育を必要とする証明書ならびに 町内保育所(園)転園希望届の提出について(通知)

子ども・子育て支援制度においては、保育施設等を利用している方は年1回の『現況届』を提出することを定めています。この現況届は、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認のために必要となりますので、全員必ず電子申請・提出してください。

また、在籍中の保育施設等から町内の他の保育施設等へ新年度からの転園の希望の有無を伺いするための『町内保育所(園)転園希望届』についても併せてご回答ください。

それぞれについて下記の事項をよくお読みいただき、期限内に提出してください。

記

1. 『現況届』に必要となる書類と対象者

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届・・・全員(児童 1 人につき 1 申請)

就労証明書 …………… 就労または就労予定の方(自営業・農業従事者の方を含む)(きょうだい分はコピーで可、申請児童ごとに添付してください。)

裏面の署名を必ずご記入ください。

就労誓約書 …………… 求職中の方

在学証明書 …………… 自宅外で専門学校等に就学している方または予定の方

診断書 …………… 保育を必要とする理由が病気やケガである方
障がい者手帳(1級・2級相当)や介護保険要介護1以上の決定通知
がある場合はその写しを診断書に代えることが可能

育児休業証明書 …… 育児休業中の方で本書類を未提出の方は、その他必要な添付書類から提出してください。

(就労復帰の際には就労証明書等の再提出を要します。)

申立書 …………… 上記の保育を必要とする書類の補足として提出する場合

2. 『町内保育所転園希望届』に必要な申請と対象者

町内保育所(園)転園希望届・・・全員(児童 1 人につき 1 申請)

3. 提出期限及び提出方法

令和 8 年 11 月 30 日(月) ※期限厳守

同封の QR コードからフォームを読み取り提出してください。

なお、必要書類がそろっていない場合は申請できませんので、ご注意ください。

裏面へつづく

4. 『現況届』の留意点

- 就労証明書の用紙を2通同封いたしました。全てのご家庭に適切な書類とは限りません。1に列記した書類の中から各家庭の状況に合わせた書類を各保育所(園)にて受け取ってください。
保護者以外の同居の方(※注意)も同様に必要枚数をお持ちください。
- 期限内に証明書等が提出されない場合、保育の実施を解除する事となりますのでご注意ください。

※注意

同一の家屋または二世帯住宅等に祖父母等が居住している場合は、住民票の世帯を分離していても同居扱いとなり、証明書の提出が必要になります(65歳に達している又は20歳未満の学生は除く)。なお、20歳以上の学生の方は学生証の写しでも可とします。

- ◇ 転職などにより証明書を最近提出された場合有効(3ヶ月以内)となる場合がありますので下記までお問い合わせください。
- ◇ 兄弟姉妹2人以上で提出される方の証明書は同じものを添付していただいて構いません。(きょうだいが学童でも可)
- ◇ 育児休業中の方は就労証明書(育児休業について記載されているもの)をご提出ください。ただし「育児休業証明書」を提出していない(短時間認定に切り替わっていない)方は、保育担当に申し出てください。

5. 『町内保育所(園)転園希望届』の留意点

- 転園希望の有無に関わらず、すべての方が回答してください。転園を希望しない場合には「転園希望の有無」欄の「転園を希望しない」を選択してください。
- 希望者が多数いる場合、同一の条件で保育の必要性が高い順に転園決定いたします。
- 決定は令和9年2月上旬以降、郵送にて通知します。
- 転園が希望どおり決定した場合、この決定を取り消すことはできません。
- 希望に添えず転園ができなかった場合、令和9年度中に条件が整えば転園をすることが可能です。
- 三芳町以外の保育所への転園を希望する場合、この申請からは行えません。役場こども支援課保育担当まで至急ご連絡のうえ、必要な手続きをしてください。
- 認定こども園こすず幼稚園の、幼稚園部分の利用を希望する場合は【幼稚園へ入園する】を選択し、12月末までに退園届を提出してください。
こすず幼稚園保育部分への転園を希望する場合は【転園を希望する】にチェックを付け【※転園したい保育施設】にて『認定こども園こすず幼稚園』を選択してください。

○お問い合わせ

三芳町役場こども支援課保育担当

電話 050-1784-9094